第

3 2 6 8

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 5月 11日 金曜日

発行所

뭉

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 役員の分掌変更に伴う給与の取扱い

A:次のような場合です。

【解説】

法人が、役員の分掌変更又は改選による再選等に際し、その役員に対し退職給与として支給した給与(未払計上した場合の未払金は含まれない)については、その支給が次のような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等により、その役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、これを退職給与として取り扱うことができるとされています。

- ① 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有していないけど実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)になったこと
- ② 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその会社の株主等で使用人兼務役員とされない役員を除く)になったこと
- ③ 分掌変更等の後におけるその役員(その分 掌変更後においてもその会社の経営上主 要な地位を占めていると認められる者を 除く)の給与がおおむね50%以上に激減し たこと







